

海拔情報の提供について

海拔表示シート(北海道仕様)

- 平成24年5月28日に国土交通省道路局が報道発表し、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することによる道路利用者への海拔情報の提供を推進することを各地方整備局に通知するとともに「海拔表示シート設置方針（案）」（別紙参照）が示された。
- 上記方針（案）では、どこにいても同じ行動を取ることができるよう全国的なイメージの統一を図るほか、「仕様等については、道路標識適正化委員会において調整の上、決定するものとする。」とされていることから、その内容を整理することとした。

海拔標示シート 北海道仕様案①

1. 表示対象区間・間隔

過去の被害実績や、想定される浸水区域等を参考に、海拔を表示する対象区間・表示間隔を設定する。

(1) 対象区間

- ・北海道の津波浸水予測(設置時点で最新のもの)で示す浸水区域内及びその前後の区間とする。

※地域の実情に応じて津波浸水想定区域外の区間も対象とすることができるが、あまり高い海拔を表示してしまうと、間違っただ安心感を与えてしまう可能性もあることから、海拔の低い箇所への表示に努め、高い箇所への表示については、必要性を考慮する等の対応が必要。

※縦断勾配が大きく変わる箇所(坂等)には、低地と高地の両方に設置されるよう配慮する必要がある。

(2) 表示間隔

市街地や集落では約200~300m、郊外は概ね1000mとする。

※市街地は時速4km(子供の小走り)の歩行速度で3~5分毎に確認出来る間隔(約200~300m間隔)を目安とし、郊外は時速11km(自転車がゆっくり走る速さ)で5~6分毎、時速60km(自動車)で1分毎に確認できる間隔を目安とした。

海拔標示シート 北海道仕様案②

2. 設置対象物

標識柱、門型柱、歩道橋柱等の構造強度が高い道路施設等で、人目につきやすい場所に整備されたものに海拔を表示する。

- (1) 標識柱、門型柱、歩道橋柱等の構造強度が高い道路施設のほか、郊外では固定式視線誘導柱(矢羽根)等も活用し、人目につきやすい場所に整備されたものを対象とする。
- (2) 交通信号機等の交通安全施設に設置する場合は、視認性等の交通の安全と円滑に影響を及ぼすものでないと認められる場合のみとし、事前に管轄する警察署と調整すること。
- (3) 電話柱、電力柱に設置する場合は、はがれにくい素材等の選択に十分配慮するとともに、事前に当該電柱を管理するNTT、電力会社と調整すること。

※道路施設等（標識柱、門型柱、歩道橋柱等）を基本に設置検討の上、道路施設等で賄えない場合、信号柱、電柱での対応を検討すること。

※信号柱や電柱に設置する場合は、設置者を明確にするため、設置者名の記載をすること。

※電柱等に設置する場合は、別途道路管理者に周知されている「海拔表示シートを設置する電柱等の占用料の取扱いについて」（平成24年7月3日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡）等を参考とすること。

海拔標示シート 北海道仕様案③

3. 海拔表示シート

(形状)

- ・ 海拔を表示する帯状のシートとする。
- ・ 寸法は、縦を30cm とする。

(色)

- ・ 青とする。

(材料)

- ・ 耐久性及び経済性を念頭に汎用材を選択する。

(1) 標識柱等に貼付できる場合は帯状のシートで、寸法を縦約30cmとする。

(2) 近くに標識柱等の柱径の太い柱が無い場合は、標識板での設置も可とし、必要に応じて背面にも設置する。

(設置位置)

- ・ 歩行者及びドライバーの目線高さにあわせて、地盤から1.5m程度の高さに、設置するものとする。
- ・ 道路利用者及び沿道住民等にとって視認しやすい位置に海拔を表示するものとする。

(1) 地盤から1.5m程度の高さに設置することを基本とするが、冬期の堆雪高等、地域の実情に応じて1.5mを超える高さに設置しても差し支えない。

(2) 標識板形状の海拔表示シートを歩道の標識柱等に設置する場合は、建築限界を確保するため設置高さを2.5mとする。

4. その他

表示する海拔（東京湾平均海面（T.P.）を基準）は整数（小数点以下は四捨五入）とする。
※表示する海拔は、既存の測量成果や国土地理院の基盤地図情報等を有効に活用する。

※国土地理院では写真測量の0.7m誤差以内が妥当という考えのため、それを確保できる海拔情報とする。

小学校周辺等に設置する場合は、「^{かいぼつ}海拔」とふりがなを振る等の配慮をすること。

小学校からおおむね半径500メートルの範囲に設置する場合には「海拔」の文字にふりがなを振る。

※スクールゾーンが小学校や幼稚園などのおおむね半径500メートルの範囲で設定されていることを目安とした。

※半径500m以上でも、通学路として利用されている道路やスクールバスのバス停付近等へも地域の実情に応じて設置する必要がある。

既に海拔表示を行っている地域においては、現在表示しているものでの対応を妨げるものではない。

既に海拔表示を行っている地域においては、現在表示しているものでの対応を妨げるものではないが、同一の箇所(柱)に設置する場合は、設置位置や表示内容を調整する等の措置をする。

※表示する海拔は整数(小数点以下は四捨五入)のため、既設の小数第一位まで表示している標識と整合しない箇所があることに留意する必要がある。

■ 津波注意標識(ピクト標識)について

○ 経緯

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(H17.9.1施行)を受け、津波に関する注意喚起のために、地震防災対策の推進地域(H18.2.18指定)の沿岸部を中心に設置。

○ 今後の方針

- ・ 海拔表示シートは全国的な海拔情報のイメージを統一したものであり、そのイメージと逸脱する標識については、新たな設置は控えること。
- ・ 海拔表示シートを設置することを基本するが、新たに設置する場合は、海拔表示シート設置範囲と密な混在を避けることとし、最小限の設置に努めること。
- ・ 既に設置している津波注意に関する標識は撤去しなくてもよい。

○ 津波注意標識の一例

- ・ 設置可能なもの
(海拔表示シートをイメージすることができる)



例) 登別市、雄武町等

- ・ 設置を控えるもの
(海拔表示シートをイメージできない)



※ただし、海拔表示シートに合わせて整数表示が望ましい。

(参考1) 海拔標示シート ~ 整備イメージ ~

施設整備イメージ図



海拔表示シート (市街地)

- ・市街地は200~300m間隔
- ・地盤から1.5m程度の高さ (積雪地域は1.8m程度)

海拔表示シート (学校周辺)

- ・市街地は200~300m間隔
- ・地盤から1.5m程度の高さ (積雪地域は1.8m程度)

海拔表示シート (郊外)

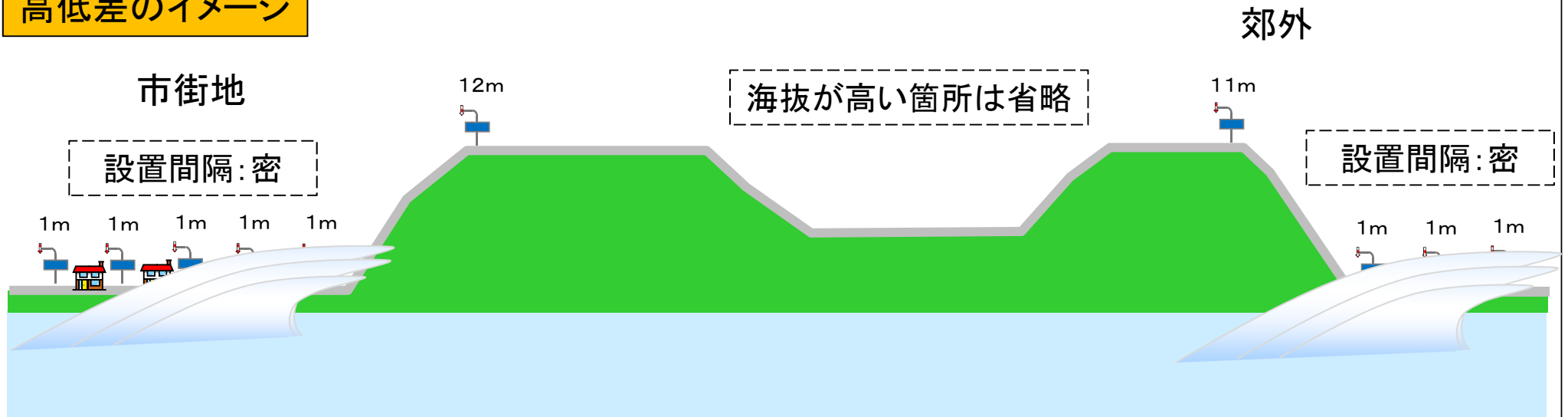
- ・郊外は1000m間隔
- ・歩道に設置する場合は設置高さを2.5m

海拔表示シート (郊外)

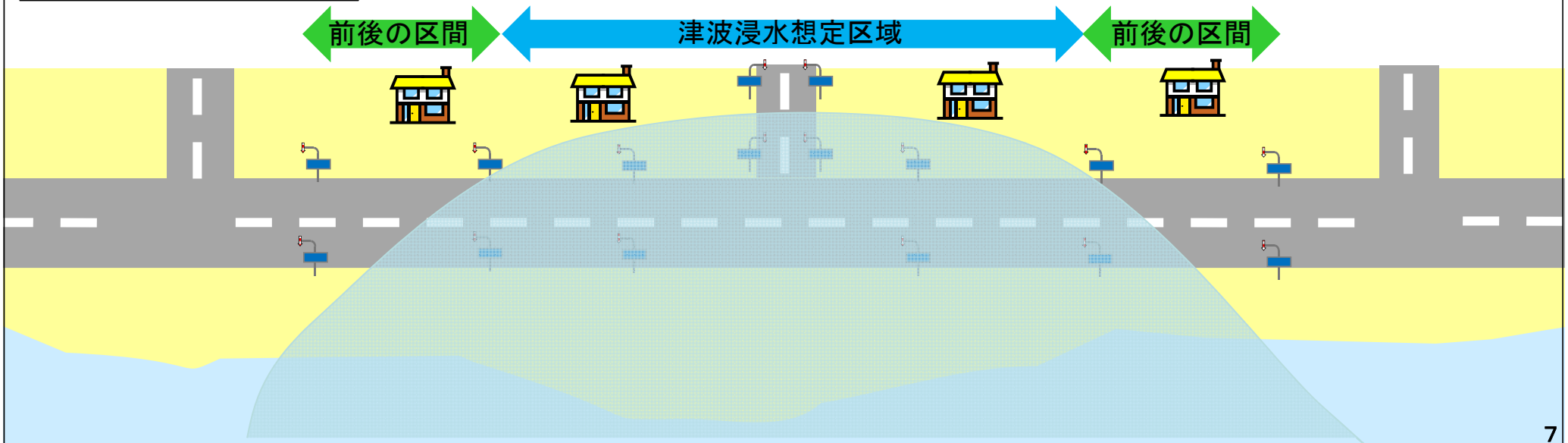
- ・郊外は1000m間隔
- ・歩道に設置する場合は設置高さを2.5m

(参考2) 海拔表示シート設置位置のイメージ

高低差のイメージ



前後区間のイメージ



(参考3) 海拔表示シート図面

